

# 世間の相場

顧問料、冠婚葬祭…

## はじめに

もう三年前になりますが、「申し訳ない、御社をつぶしたのは私です。」という題名の本が大和書房から出版されました。内容は、アメリカのマサチューセッツ工科大学及び同大学院を卒業後、大手会計事務所系コンサルティングファームに入りコンサルタントとして働いた著者の懺悔本です。

本の内容の評価はさておき、「先生様のおっしゃることは、常に、全て、正しい」と盲目的な信奉は危険であると気づかせるきっかけにはなるでしょう。

こんなことを書くと、誰も信用できない、となってしまうかもしれませんが、会社で発生する仕事を全て内製化することは、現実的には不可能です。

「餅は餅屋」です。専門業者へ発注や委託をし、弁護士や税理士などの士業をはじめとする専門的な知識を持つ人などに業務を依頼し、資材の調達、配達を運送会社に頼むなど、外注によって事業目的を達成させていかなければなりません。また、外注は、業務の効率化、経営スピードの向上、経営の安定に役立ちます。

現在の取引先は、銀行からの紹介、または昔からの交友関係や業者会などの繋がりをきっかけに取引開始をしたケースが多いのではないのでしょうか。品質の他、気心が知れていることで、良好な取引を継続させて無用な経営リスクを抱えないことは大事です。

しかし、長年の取引は、「馴れ合い」を生みがちです。株取引で相場操縦をする「馴合売買」ではありませんが、本当に必要な取引金額以上の支払いをしてしまっている可能性もあるのです。

誤解がないように言っておくと、取引先が嘘や不誠実な製品や

サービスを押し付けている可能性を問題視しているわけではありません。

経営の目的は、適正な「利益」を確保して健全な経営をし、社会に貢献することにあります。その「利益」を無駄に損なうことがないように、自社と取引先とがお互いに努力をしていくことが、会社経営をするにあたっての責務です。

取引先を選ぶきっかけや基準は、新規営業の努力によるものの他、人伝てが未だに多いと思いますが、取引先を変更する、または新事業のために新しく付き合ったことがない業者を探す際、インターネットを利用するケースが目立ってきているようです。

公益社団法人 日本アドバイザーズ協会 / 2015 年 10 月調べ  
Web 広告研究会、BtoB ユーザーの取引先変更状況を調査  
「取引先変更の約 4 割は企業 Web サイトがきっかけ」  
[https://www.wab.ne.jp/wab\\_sites/contents/2269](https://www.wab.ne.jp/wab_sites/contents/2269)

いちいち資料請求をしなくても Web サイトで料金概算を把握することは容易です。

良好な現在の取引先をあえて変更する必要はありませんが、お互いのビジネスが今後も永続的に良好であり続けるためにも、「今時の世間相場」を調査してみました。

金額が安いことだけが、最良の選択とはなりえません。期待することに応じられる品質を提供してもらえるのかなど、金額以外の要素のほうが重要な場合もあります。

様々な社内事情があるので、世間相場や水準にとらわれる必要はありませんが、そうした数字を無視することもできません。

多忙な中小企業経営者や、担当者の判断資料の一つとしてお役立ていただきたいと思います。

## 1. 弁護士との顧問契約は月額約4万円

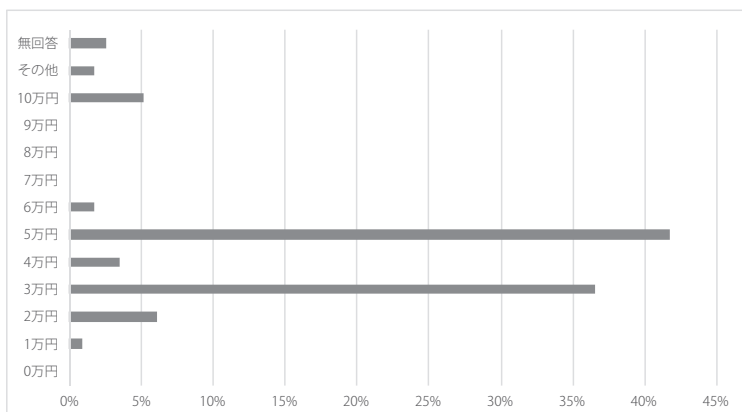
顧問料は、いわゆる顧問弁護士に対し、毎月支払うのが通例です。実際のところは、弁護士の能力や期待する内容によって、顧問料は千差万別です。

弁護士の費用は、個々の弁護士がその基準を定めることになっていくため、わかりやすい標準価格はありません。とくに、平成16年4月に報酬が自由化されたことによってますます見えにくくなり、また、顧問契約をしている弁護士は、どこまでの範囲に対応してくれるのかもわかりづらいものとなっています。

以下は日本弁護士連合会が、全国の弁護士に2009年にアンケートを実施した弁護士費用の目安です。

### ■ すぐに回答できる相談を 顧問契約の範囲とする場合の月額顧問料

電話、ファクス、メール等の相談で調査を要さず回答できる内容のものを範囲内とする場合、3万円（36.5%）、5万円（41.7%）が大多数を占めています。



## 顧問契約を締結した場合、 どの程度の業務まで月額顧問料の範囲か？

相談方法にかかわらず「月3時間程度の時間を要する相談（調査時間等を含む）」と「調査を要せず、すぐに回答できるものまで」の月額顧問料の範囲内とする回答が両方合わせて約95%を占めています。もし、特段トラブルもなく用心棒代のごとく顧問料だけ毎月払い続けているようであれば、ちょっともったいないですね。

## 特殊専門的分野の相談1時間あたりの相談料

0万円	5千円	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	その他	無回答
0.7%	10.5%	43.8%	18.8%	15.5%	3.3%	4.9%	0.7%	2.3%
31.5%	19.7%	22.3%	6.2%	5.6%	1.0%	0.7%	0.3%	12.8%

(上段：顧問契約なし 下段：顧問契約あり)

## 取引額3,000万円の契約書作成の手数料はいくらか？

0万円	約5万円	約10万円	約15万円	約20万円	約30万円	その他	無回答
0.0%	25.0%	43.8%	10.9%	8.9%	5.9%	3.9%	1.6%
11.2%	49.0%	21.4%	2.3%	3.9%	0.0%	7.2%	4.9%

(上段：顧問契約なし 下段：顧問契約あり)

前提：製造メーカーである中小企業が卸売業者との商品の継続的取引のために基本売買契約を作成する。年間の取引予想額は3000万円程度。代金支払に手形決済の予定あり。物的担保はないが、卸売業者の代表者が連帯保証人になる予定。契約書の作成に2～3時間が予想される。

## ■ 売掛金2,000万円の回収の着手金と報酬金はいくらか？

### 着手金

0万円	約50万円	約70万円	約100万円	約120万円	約150万円	その他	無回答
0.0%	30.9%	19.1%	44.4%	1.1%	1.3%	1.6%	1.6%
0.0%	17.4%	17.1%	58.2%	3.6%	0.7%	1.3%	1.6%

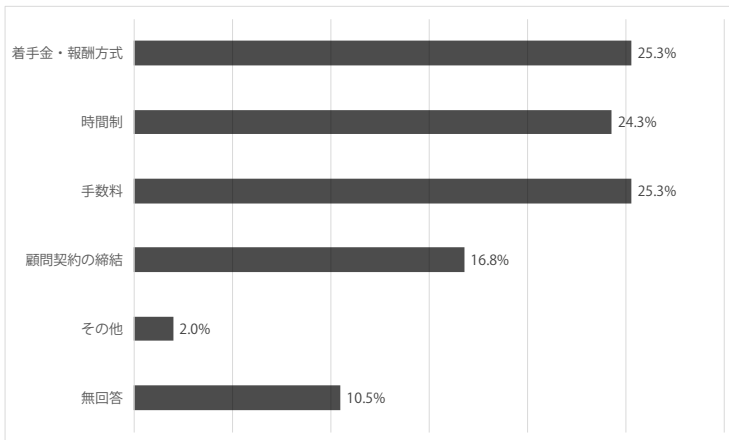
### 報酬金

0万円	約50万円	約70万円	約100万円	約120万円	約150万円	その他	無回答
0.7%	53.3%	20.7%	12.2%	0.3%	0.0%	10.2%	2.6%
0.0%	35.2%	29.6%	26.0%	1.0%	0.0%	5.3%	3.0%

(上段：顧問契約なし 下段：顧問契約あり)

前提：製造メーカーである中小企業者が販売先に商品を納入したところ、販売先が商品の品質にクレームをつけて代金2000万円を支払わないが、品質に問題はないので回収したい。訴訟を提起し、その結果、勝訴して任意で全額を回収できた。

## ■ 事業承継に関する弁護士費用はどのような方法で計算するか？



## 資産5,000万円の事業承継に関する 相続の遺言作成料、遺言執行手数料はいくらか？

### 遺言作成料

0万円	約10万円	約20万円	約30万円	約40万円	約50万円	その他	無回答
0.3%	21.4%	28.9%	27.3%	3.3%	12.2%	0.0%	6.6%
1.6%	42.4%	22.0%	18.8%	2.3%	2.3%	3.0%	7.6%

### 遺言執行手数料

0万円	約20万円	約40万円	約60万円	約80万円	約100万円	約120万円	その他	無回答
0.0%	8.6%	18.1%	12.8%	9.2%	33.9%	6.3%	3.9%	7.2%
0.0%	16.4%	19.4%	17.8%	12.5%	19.1%	2.3%	3.9%	8.6%

(上段：顧問契約なし 下段：顧問契約あり)

前提：中小企業の経営者から事業承継に関する相談があり、自身が所有する自社株式や事業用資産を後継者に、現金を後継者以外の子に相続させる旨の遺言を作成したい。資産は、株式、不動産、預り金で、総額は5,000万円である。

## 労働仮処分手続の着手金と報酬金はいくらか？

### 着手金

0万円	約10万円	約20万円	約30万円	約40万円	約50万円	その他	無回答
0.0%	3.6%	11.2%	46.1%	9.5%	18.8%	1.0%	9.9%
1.0%	15.1%	31.3%	31.9%	3.3%	5.3%	1.0%	11.2%

### 報酬金

0万円	約20万円	約30万円	約50万円	約70万円	約90万円	その他	無回答
3.0%	18.1%	25.0%	33.2%	6.9%	3.3%	0.7%	9.9%
3.3%	31.9%	28.6%	19.1%	2.6%	1.0%	3.0%	10.5%

(上段：顧問契約なし 下段：顧問契約あり)

前提：10年間勤務し、30万円の月給を支払っていた労働者を懲戒解雇したところ、労働者が会社（中小企業）を相手方として、懲戒

解雇無効を理由に労働仮処分手続の申し立てをした。その結果、会社は懲戒解雇を撤回したうえで労働者は任意退職し、会社都合を理由とする退職金200万円と解決金200万円を支払った。

着手金とは、文字通り、弁護に着手するための料金です。一種の手数料にあたります。額は事件の種類によっても異なるのですが、「民事」だけでも「調停事件」「示談事件」「保全事件」「手形・小切手訴訟事件」「倒産事件」「破産事件」など、細かく分けられています。「破産事件」では依頼人が事業者か非事業者かで料金は違ってきます。非事業者とは個人のことで、典型的なケースに、サラ金から多額の借金をし破産を宣告するなどがあります。

着手金は、対象となる事件の「経済的利益」を基準に算出されます。たとえば、一億円の「貸付金返済請求事件」であれば、訴える側（原告）であっても、また、訴えられた側（被告）であろうとも一億円が経済的利益とみなされ、これをもとに着手金ははじき出されます。

この事件のように、経済的利益は常にはっきりしているとは限りません。また、事件が解決してから支払う報酬金はどの程度になるのか。その他、日当や交通費、事務費などの実費も請求されます。

やはり、目安があっても、わかりづらいのが弁護士費用です。

そこで、インターネットで「弁護士費用 計算機」と検索をしてみてください。検索ヒットした弁護士事務所の Web サイトに「経済的利益の額」を入力すると、着手金と報酬金が自動で計算されるページが見つかります。

しかし、この金額もあくまで目安です。ざっくばらんに費用のことも含めて腹を割って相談していくことが、上手な頼み方です。



## 2. 税理士との顧問契約は月額3～5万円

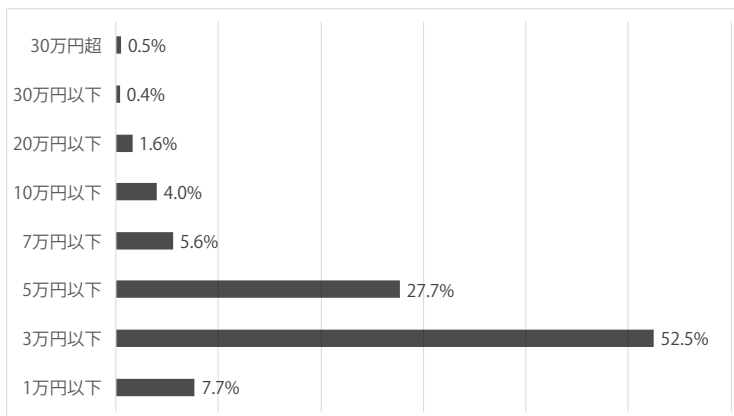
税理士報酬は税理士法に定められている業務と、その業務に付随する業務としての会計業務について定めたものです。

税務に関しては、こうした個々の事項がありますが、税理士を顧問として契約すると、必ずしも個々に限定するとは限りません。むしろ税務よりも人事労務から営業や生産の問題、そして経営の基本の問題にまで及びます。中小企業では税理士にこうした全般の相談相手を希望する人が多く、経営コンサルタントとして企業に関わることも多いものです。

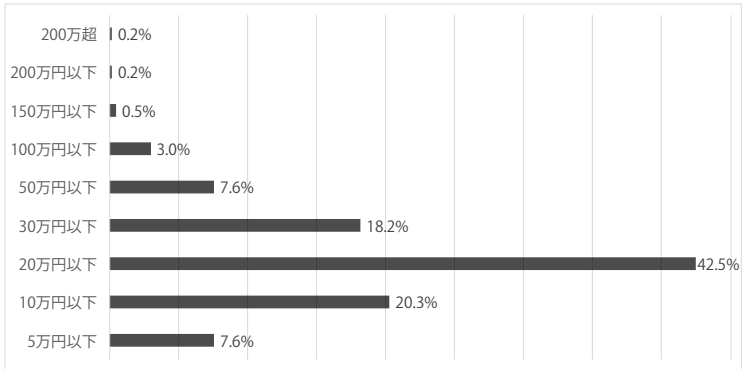
税理士もこれらに比べられるだけの守備範囲の広さがなければならぬわけですが、企業側からは経営の必要性に応じた業務委託をするならそれなりの報酬を支払うことも必要といえます。

以下は、平成26年に日本税理士会連合会が行った「第6回税理士実態調査」によるものです。

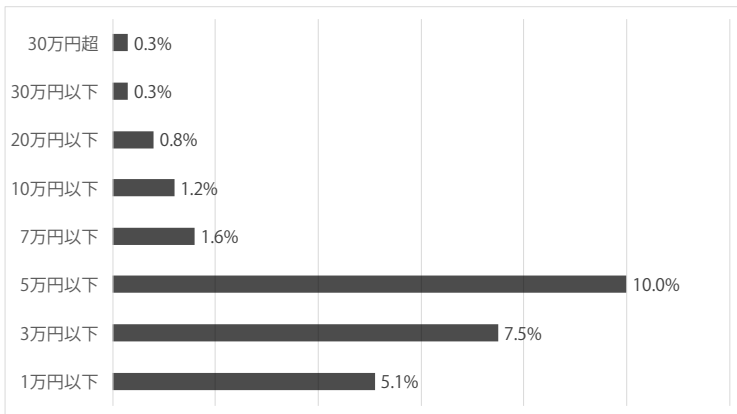
### 法人の顧問報酬の月額



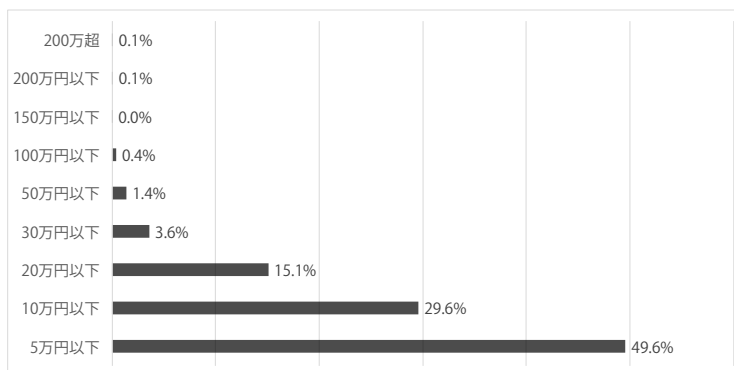
## 法人の決算報酬の年額



## 個人の顧問報酬の月額



## 個人の決算報酬の年額



報酬規程は「設けていない」が64.3%で、「設けている」が32.3%でした。税理士報酬の規定は、平成14年3月までは税理士法により最高限度額が決められていましたが、現在はこの規定が廃止されました。しかし、それぞれの事務所で独自に設定をしていることになっているはずなのですが…。

税理士法第2条には、他人の求めに応じ、租税に関し、①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談を行うことが定められています。弁護士と同様に、顧問契約によって、どこまで面倒をみてるのかを改めて確認してみてもはどうでしょうか。

インターネットで「税理士 顧問 報酬」などと検索すれば「今の顧問料は払いすぎです！」といった、新規顧問先をなんとか開拓したいという事務所のページがたくさん見つかります。しかし会社経営をしていく上で、信頼のおけるパートナーを探すつもりであれば費用のことだけでよし悪しの評価をするのではなく、能力はもちろんですが、税理士の考え方や人柄も重要なポイントとなります。

### 3. 司法書士の報酬も価格競争？

司法書士も報酬規定は廃止され報酬金設定は自由となっています。かつての報酬規定に沿って決めているところが多いようですが、平成25年に日本司法書士連合会によって実施された「報酬アンケート」を見ると、かなり開きがあります。不動産の筆数が多いなど、依頼者の事情が様々で、報酬の高い低いは明朗にはなりにくい事情があるため、低額報酬の司法書士に頼んだ方がお得で安心だということはないようです。

やはり司法書士の報酬もわかりづらいものとなっていますが、インターネットを見ると報酬を公開しているところもたくさん見つかります。報酬を定額で案内しているところもあるものの、依頼内容によっては開示請求や交渉などの付随費用を請求される場合もあるので、事情を詳しく伝え、費用の見積もりを出してもらいましょう。

#### ■ 所有権移転登記／贈与

	低額者 10% の平均	全体の平均	高額者 10% の平均
北海道地区	20,850 円	32,036 円	48,075 円
東北地区	21,252 円	33,640 円	49,963 円
関東地区	23,000 円	40,067 円	68,431 円
中部地区	29,310 円	40,629 円	62,222 円
近畿地区	29,000 円	46,286 円	81,571 円
中国地区	25,755 円	39,863 円	67,167 円
四国地区	26,975 円	44,530 円	108,750 円
九州地区	24,680 円	37,080 円	60,922 円

前提：贈与を原因とする土地1筆及び建物1棟（固定資産評価額の合計1,000万円）の所有権移転登記手続の代理業務を受任し、登記原因証明情報（贈与契約書等）の作成及び登記申請の代理をした場合。

## ■ 所有権移転登記／売買

	低額者10%の平均	全体の平均	高額者10%の平均
北海道地区	21,500円	33,058円	51,050円
東北地区	21,644円	35,195円	54,905円
関東地区	26,025円	44,417円	80,267円
中部地区	29,710円	45,779円	73,056円
近畿地区	29,000円	54,800円	103,000円
中国地区	26,855円	42,375円	77,500円
四国地区	23,231円	48,496円	106,750円
九州地区	24,925円	41,934円	87,611円

前提：売買を原因とする土地1筆及び建物1棟（固定資産評価額の合計1,000万円）の所有権移転登記手続の代理業務を受任し、登記原因証明情報（売買契約書等）の作成及び登記申請の代理をした場合。

近代中小企業 Vol.52 No.6 付録 世間の相場

編者：中小企業経営研究会

発行者：芦澤貞春／発行所：中小企業経営研究会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-33-13 千年ビル 8F 株式会社データエージェント内

電話 03-5272-5425 ©2017 Dataagent

ISBN 978-4-909222-02-2 C0034 定価：本体 500 円＋税

乱丁本・落丁本はお取替えいたします。著作権から本書の一部あるいは全部について、  
無断で転載・複製することは固く禁じられています。